

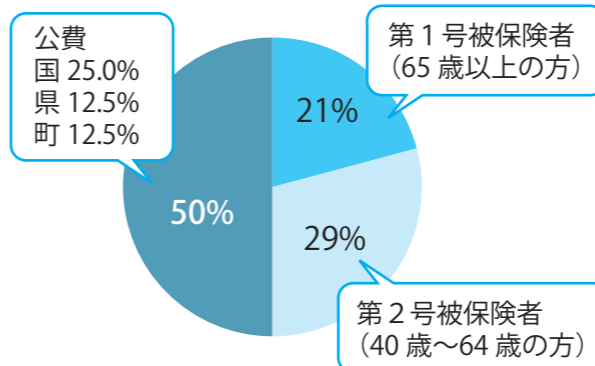
介護保険料改定について

介護保険料の見直しにより、平成24年度から平成26年度までの介護保険料「基準額」が決まりました。

介護保険の財源

介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、残り半分は第1号被保険者と第2号被保険者の介護保険料によりまかなわれています。第1号被保険者の負担割合が20%から21%に改められました。

介護保険給付費の財源



介護保険料基準額はどのように算出されます

$$\text{水川町に必要な介護サービスの総費用(3年間)} \times \text{65歳以上の方の負担割合 } 21\% \div \text{水川町に住む65歳以上の方の人数(3年間)} = \text{水川町の介護保険料基準額(年額) } 60,000\text{円}$$

介護保険料は、「基準額」をもとに合計所得金額などによって決められます。

所得段階	基準額×調整率	所得段階別の保険料(年額)
第1段階 ・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金(※1)を受けている方	基準額×0.50	30,000円
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	30,000円
第3段階 ・世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	45,000円
第4段階 ・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 ・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方【上段以外の方】	基準額×0.88	52,800円
	基準額×1.00	60,000円
第5段階 ・本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円未満の方(※3)	基準額×1.25	75,000円
第6段階 ・本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.50	90,000円

※1 老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受給されている年金。
※2 合計所得金額の「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額。
※3 第5段階、第6段階の基準となる合計所得金額が200万円から190万円に改められました。



介護保険事業にかかる費用(見込み)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費(要介護1～5利用分)	1,047,954千円	1,138,714千円	1,189,837千円
予防給付費(要支援1～2利用分)	83,586千円	91,535千円	100,712千円
その他給付・審査支払手数料	68,633千円	70,369千円	72,124千円
地域支援事業	35,500千円	38,500千円	40,000千円
市町村特別給付(おむつ購入費給付事業)	9,667千円	10,003千円	10,378千円

「介護保険料納入通知書」が送付されます

65歳以上の方の各年度の介護保険料の決定内容については、6月15日に「介護保険料納入通知書」を送付し、お知らせいたしますので、ご確認ください。

介護保険料の見直しは3年ごと

介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要となるかを判断して、3年ごとに見直されます。

【主な理由】

- ① 高齢化が進み、介護サービスを利用する方の数や利用量が増えているためです。
- ② 必要な時に必要なサービスを利用できるように、在宅・施設サービスを計画的に整備するためです。

介護保険料を納め始めるのは

第1号被保険者として介護保険料を納めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)の分からです(年額保険料を基に月割計算されます)。

介護保険を滞納すると...

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、通常は掛かった費用の1割ですが、介護保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。介護保険料は、介護保険の大切な財源となっていますので、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると(給付の償還払い化)

費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。

1年6か月以上滞納すると(支払の一時差止)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと滞納していた介護保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると(保険給付率の引き下げ)

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

- 例
5月1日生まれ→4月分から5月2日生まれ→5月分から
- 介護保険料はどのように納めるの?
 - 納め方は、年金の受給額によって特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きになります。

- 介護保険料の年額を、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から保険料が天引きとなります。

普通徴収

年金が年額18万円未満の方は納付書で個別に納めます。介護保険料の年額を6月から10回(期)に分けて納めます。

- 町から納付書が送付されますので、水川町役場出納室や取り扱い金融機関などで納めていただきます。
- ※次の場合は、一時的に納付書で納めます。
 - 年度途中で65歳になった場合
 - 年度途中にほかの市町村から転入した場合
 - 年度途中で保険料の額が増減した場合
 - 年金が一時、差し止めになった場合 など

◎「普通徴収」の方は、口座振替が便利です!!

- 口座振替をすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。
 - ① 預金通帳
 - ② 印かん(通帳届出印)
 - ③ 口座振替依頼書(役場または金融機関に備え付け)



【お問い合わせ先】
健康福祉課 介護保険係
☎ 52・5852(直通)